

油 濁 防 止 基 準

平成 27 年 4 月 27 日

琉球海運株式会社

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 燃料油および潤滑油の補油作業
- 第 3 章 油性残留物
- 第 4 章 ビルジ処理
- 第 5 章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は安全管理規程に基づき、油濁防止を徹底して、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律を遵守し、海洋環境の保全ならびに人命及び身体ならびに財産の保護に資することを目的とする。

(燃料補油ラインのタンク付バルブ)

第2条 燃料補油ラインのタンク付バルブは通常は閉鎖の状態として固縛する。

第3条 上記バルブの近傍に「閉の状態を固縛」および「該当タンク名」を表記する。

第2章 燃料油および潤滑油の補油作業

(補油作業)

第4条 燃料および潤滑油の補油作業の手順は次のように行うこととし船内に掲示する。

- 1 B旗を掲揚する。
- 2 補油開始前に、ライン構成およびバルブの状態（補油タンクのバルブは開、その他のタンクは閉）を2機士は1機士と2人で確認して機関長に報告する。
- 3 補油前に補油予定タンクの残量をサウンディングで確認する。
- 4 補油量はタンク容量の85%以下となるようにする。
- 5 補油タンクのエア抜き管と燃料取入口のコーミングのドレンホールは盲栓をする。
- 6 油処理剤、油吸着マット等を準備する。
- 7 機関長は補給船担当者と補油量、補給要領、連絡系統について確認する。
- 8 補給船からの移送ホースと本船の取入口との接続状態を機関長は補給船担当者と2人で安全に正しく接続されていること確認する。
- 9 補油が開始されたら、該当タンクに計画通りに燃料油が移送されていることを液面計またはサウンディングにより2機士が確認して、機関長に報告する。
- 10 補油タンクを切替える場合は、次に補油するタンクのバルブを2機士は1機士と確認して開にしてから、補油が終わったタンクのバルブを閉にする。
- 11 補油中は移送ホースの接続部を常時、機関長が補給船担当者と監視する。
- 12 補油タンクのエア抜きを常時、3機士が監視する。
- 13 補油終了後のエア押しは圧力が上がるので、移送ホースや接続部などに異常がないか監視する。
- 14 エア押し後、機関長は補給船担当者と移送ホースが安全に取外されたことを確認する。
- 15 補油終了後、2機士は補油タンクバルブを閉じて1機士の確認を得て固縛して機関長へ報告する。
- 16 補油中は、燃料取入口（機関長）、機関室（2機士）、補油タンクのエア抜き管（3機士）で連絡を密にする。
- 17 すべての補油作業が終了したらB旗を降納する。

第3章 油性残留物

第5条 油性残留物は陸揚げ処理する。

第4章 ビルジの排出又は処分作業

第6条 次の基準に適合していることを確認しなければビルジの排出を行ってはならない。なお、排出する場合には海岸からできる限り離れて行うように努めなければならない。

- ① 希釈しない場合の油分濃度が15ppm以下であること。
- ② 自船が航行中であること。
- ③ 油水分離装置を作動させていること。また、1万トン以上の船舶については、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置を共に作動させること。

第7条 作業従事者は排出中常に海面の監視を行うとともに、油痕が観測された場合には直ちにビルジの排出を中止しなければならない。また、分離された油分についてはスラッジタンク等へ移送しなければならない。

第5章 その他

第8条 燃料油タンクへの水バラストの積込みは行わない。また燃料油タンクからの水バラストの排出も行わない。

第9条 燃料油タンク洗浄は行わない。

第10条 事故その他の理由による例外的な油の排出の場合は船長はただちにまたは事前に運航管理者に報告し承認を得ること。

第11条 船長若しくは船長より油記録簿の記載に関し責任者として指名された者は法令に従って次の作業区分に応じた事項を油記録簿に記載し、最後の記載をした日から3年間、当該船舶内に保管しなければならない。

- ① 燃料油及びばら積みの潤滑油の補給
- ② 船舶におけるスラッジの収集及び処分
- ③ 船舶の機関区域のビルジの排出又は処分
- ④ 事故その他の理由による例外的な油の排出

附 則

この規程は、平成27年6月1日より実施する。